

アメリカ刑事法の調査研究 (152)

米 国 刑 事 法 研 究 会
(代表 堤 和 通)*

Luis v. United States, 578 U.S. ___, 136 S.Ct. 1083 (2016)

伊 比 智**

弁護人を私選するために必要な被告人の汚染されていない合法的な資産を合衆国法典第18編1345条に基づいて公判前に保全することが、合衆国憲法第6修正の弁護人選任権に違反するとされた事例

《事実の概要》

2012年10月、申請人 Sila Luis は、キックバックの支払い、不正利得行為 (fraud) の共謀等の罪によって、連邦大陪審により起訴された。これらの罪はいずれも連邦の医療保険制度 (health care) に関わるものであった。検察側の主張によると、Luis は約4500万ドルを不正に獲得し、その内のほぼ全てを既に費消している。検察側は、公訴事実について Luis が有罪とされた場合に、同人の保有する200万ドルの財産を被害弁償 (restitution) の支払い及びその他の刑罰 (しばしば、刑事没収 (criminal forfeiture) と呼ばれるものであり、これは、汚染された資産だけでなく、汚染されていない資産 (innocent assets) も対象とする) の執行に充てるため

* 所員・中央大学総合政策学部教授

** 中央大学大学院法学研究科博士課程後期課程在学中

に保全することを意図して、合衆国法典第18篇1345条(a)(2)に基づいて、自身の財産の処分を Luis に禁じる公判前保全命令を申し立てた。合衆国 District Court は、「資産の費消その他の処分」を禁じる保全命令を発した。ここでの保全対象資産は、不動産か動産かを問わず、連邦の医療保険制度を利用した不正利得行為 (the Federal health care fraud) の収益 (450万ドル) と同等の価値を有する資産であった。

検察側と Luis は、本件保全命令によって、弁護人を依頼するために必要な汚染されていない資産の利用が制限されることになるという点については合意していた。合衆国 District Court は、本件保全命令が Luis による弁護人の選任を妨げるおそれがあることを認めたが、「汚染されていない代替資産 (substitute assets) を弁護報酬として用いる第6修正上の権利は存在しない」と判示した。第11巡回区 Court of Appeals は合衆国 District Court の判断を確認した。合衆国最高裁判所は、Luis のサーシオレイライの申請を認容した。

《判旨》

1 プライヤー裁判官執筆の複数意見
破棄・差戻し

1 「合衆国憲法第6修正は、被告人の資力で依頼できる」「資格を有する私選弁護人の弁護を受ける権利を被告人に保障している」(Caplin & Drysdale, Chartered v. United States, 491 U.S. 617, 624 (1989))。弁護報酬を支払うために必要な自己の資産の利用を Luis に禁じることによって、この権利の価値が掘り崩されることになると思われるが、政府は、Luis の資産を保全することには、刑罰及び被害弁償の支払いの実現という重要な利益が認められるとし、また、当裁判所の先例である *Caplin & Drysdale* と *United States v. Monsanto*, 491 U.S. 600 (1989) に拠れば、第6修正は本件公判前の資産保全を制限してはいないと主張する。*Caplin & Drysdale* では、有罪認定を受けた被告人から、私選弁護報酬の支払いに充てる予定であった資産をはく奪する刑事没収が合憲とされ、また、*Mosanto* では、

弁護報酬の支払いのために一定の資産を用いることを未決の被告人に禁じる公判前保全命令について、*Caplin & Drysdale* の結論に依拠して、被告人の憲法違反の主張が退けられている。しかし、本件で争点となっている資産の性格は、これらの先例で争点となった資産とは異なるものであり、その違いが本件と先例を分けることになる。

本件と先例の相違点は、本件保全対象財産は汚染されていないという事実にある。強盗犯人の略奪品、ドラッグの売人のコケイン、侵入盗犯の侵入器具、その他犯罪の計画、実行、隠蔽に関わる財産等は、汚染されたものであるため、政府又は被害者に帰属する。政府は、このような汚染された財産を公判前に保全できるが、本件で争点となっている財産は、上記のような汚染された財産のいずれにも該当せず、被告人に帰属する。この事実は、政府が先例に依拠することを妨げる。というのも、*Caplin & Drysdale* と *Monsanto* は、争点となる財産が汚染されていたために、その財産の所有権は裁判所が資産保全命令を発する前に被告人から政府に移転していたという事実に決定的に依拠していたからである。*Caplin & Drysdale* と *Monsanto* においては、政府は、犯罪の収益又は犯罪にトレースできる収益であると思料する相当理由がある財産について、それを保全又は押収することを意図したのであり、また、先例における関連法規は、政府は犯罪の行われた時点で、汚染された資産の権限 (title to those tainted assets) を獲得すると定めていた。それゆえに、先例において、被告人は、争点となった財産は裁判所が保全命令を発した時点で法的に政府に帰属していたことを認めざるを得なかったのである。

政府は、汚染された財産を完全に（被告人の有罪認定前であってもその財産の所有権をはく奪することができるという意味で）「所有していた (owned)」わけではなく、公判前においても汚染された財産に「相当程度の (substantial)」利益を有しており、それゆえに、財産の保全が正当化されたのである (Caplin, supra, at 627; United States v. Stowell, 133 U. S. 1, 19 (1890))。破産法と類比して考えた場合、政府は、853条(c)のリレーションバック条項 (relation back provision) の適用によって、他の全ての当

事者に優位する先取特権を被告人の汚染された資産に対して有する担保権者 (a secured creditor) に類似した者と位置づけられる。このような理由から、853条(c)は、先例において、有罪認定前であっても、汚染された資産に対する被告人の財産権に重大な制限を課す役割を果たしてきた (See, *Monsanto, supra*, at 613; *Grupo Mexicano de Desarrollo, S. A. v. Alliance Bond Fund, Inc.*, 527 U. S. 308, 328(1999))。

本件において、政府は、Luisの汚染されていない財産に制限を課すことを求めているが、汚染された財産に対して有する利益と同等の利益を本件財産に対しても有することについては一切証明していない。また、仮に本件が破産事件であるとするならば、政府はよくて無担保債権者としかえない。このような債権者は、将来において債務者の一般資産から債権を回収することになるが、現時点では債務者の資産に対して何らの請求権も利益も有してはいない。したがって、汚染された資産と汚染されていない資産との間で競合する財産上の利益は、「全く同一」というわけではない。汚染されていない資産に関する限りにおいては、Luisが、負担のない状態で (free and clear) 「自らの財産である」と現段階で主張できるとすることには合理性がある。

2 財産の帰属が第一次的に被告人と政府のいずれにあるかの違いは、それ自体では、本件争点に対する答えにはならない。というのも、財産法上、一定の財産に対する現在の利益を有していない個人が、その財産の現在の所有者による費消 (waste) を制限することが一定の場合において認められるからである。例えば、のちに信託の受益者となる可能性のある者は、一定の場合、受託者がその信託財産を費消することを制限することができる (See, e.g., *Kollock v. Webb*, 113 Ga. 762, 789(1901))。また、条件付きで将来効をもつ利益の保有者は、一定の限られた場合において、現在の所有者の活動を制限することができる (See, e.g. *Dees v. Chevronts*, 240 Ill. 486, 401(1909))。本件保全命令は、Luisの有罪判決の言渡しを受け、裁判所が汚染された資産では不十分か、そうでなくても利用できないと判断した場合に、没収及び被害弁償に充てるのに利用できる状態にしておく

ために、汚染されていない資産を保全するものであり、政府は、上述の財産法上の場合といくぶん類似した命令を請求しているのである。

政府は、本件保全命令を申し立てる法律上の根拠を合衆国法典第18篇1345条(a)(2)(B)(i)に見出している。同条は、汚染された財産と「同等の価値を有する」汚染されていない (innocent) 「財産」の処分を被告人に禁じる権限を裁判所に認めるものであるが、Luis は、弁護報酬を支払うためにそのような財産の一部を必要とする。

結論としては、以下の三つの事情を考慮することで、汚染されていない資産が弁護人選任のために必要な限度で、第6修正は本件公判前保全命令の発付を禁ずると解する。第一に、刑事没収を実現する政府の利益及び被害弁償を得る被害者の利益は、第6修正の弁護人選任権が適正手続の基本的な構成要素であるのに対して、公正で効果的な刑事司法制度の核心からは幾分離れたところに位置づけられる。第二に、コモンロー及び先例は、被告人の犯罪とかかわりのない財産を公判前に没収することを認めてこなかった。第三に、実際上の問題として、汚染されていない資産の保全を認めると、その資産保全が弁護権に対する甚大な浸食を招くことも十分に考えられる。政府側の立場を受け入れた場合に、資産保全の根拠となる犯罪類型に限定を付す歯止めは見つからない。その上、没収に加えて、罰金及び被害弁償命令もまた高額なものとなる場合があり (See, e.g., §1344; *United States v. Gushlak*, 728 F. 3d 184 (2013); *FTC v. Trudeau*, 662 F. 947), 有罪判決は被告人の資産状況を激変させる。貧困状態に陥った被告人は、公設弁護人の弁護を受けることになるが、司法省の説明によると、全米水準の事件負担で業務を遂行できるだけの弁護士を抱えているとされる公設弁護人事務所は、カウンティを基礎とする事務所の内27パーセントにすぎない (Dept. of Justice, Bureau of Justice Statistics; *County-based and Local public Defender Offices*, 2007)。汚染されていない資産の公判前の保全を認めた場合、公設弁護人の負担する事件数が増加することで、第6修正による基本権保障の実効性が今よりも後退するおそれが相当程度存在する。

3 金銭は代替可能 (fungible) なものであるため、一定の場合においては、被告人の資産が汚染されたものであるか否かを識別することは困難であるが、法はトレーシング・ルールを認めており、この原則は、裁判所が資産の汚染の有無を実際に識別する上で助けとなる。裁判所は、不正利得行為 (fraud)、年金の受給権、破産、信託等に関わる事案において、トレーシング・ルールを用いており (See, e.g., *Montanile v. Board of Trustees of Nat. Elevator Industry Health Benefit Plan*, 577 U.S.__(2016)), 結果として、裁判所は、汚染された資産と汚染されていない資産の区別を行ってきたのであり、加えて、弁護報酬の支払いにどれほどの金銭が必要とされるかを判断することも経験してきた (see *Kaley*, 571 U.S., at __, and n. 3)。それゆえに、被告人が、自ら選任した高額の弁護報酬を要する弁護団への支払いに自己の資産を用いることによって、没収に関するルールが潜脱されるのではないかというケネディ裁判官の懸念にはおよそ理由がない。

以上の理由から、本件被告人には、弁護人の援助に対する合理的な額の弁護報酬を支払うために、犯罪とは関わりのない自らの財産を用いる第6修正上の権利がある。当法廷は、Court of Appealsの判断を破棄して、更なる審理を行うために本件を差し戻す。

2 トーマス裁判官の結論賛成意見

1 合衆国憲法上の権利は、その行使に必要とされる密接に関連した行為を黙示的に保護している。合衆国憲法第6修正の「弁護人の援助を受ける権利」は、合法的に所有する財産を弁護報酬の支払いに用いる権利を含意する。なぜなら、弁護報酬の支払いのために個人の資産を自由に用いることができる権利も弁護権行使の前提として保護しなければ、弁護人選任権は無力化してしまうからである。それゆえに、第6修正は、有罪認定後に科される可能性のある没収を実現するという目的のためだけに、被告人の汚染されていない資産を公判前に保全する無制約の権限を政府に認めてはいない。

2 コモンロー上、刑事没収に関しては、被告人の財産に対するあらゆる

る干渉は、被告人の有罪判決を要件として認められていたものであり、被告人の汚染されていない資産の公判前の保全は禁止されていた。しかし、汚染された資産については、公判前に対物 (in rem) 没収の開始要件として押収することが認められ、また、合衆国憲法第4修正上、相当な理由に基づいて禁制品と盗品を公判前に押収することが伝統的に認められていた。このように、コモンローにおいては、没収対象資産が汚染されているか否かで公判前の保全の是非が判断されていたのであり、第6修正はこのような考え方を踏襲していると解する。このように解することで、事例ごとの個別的事情に基づく判断を回避し、合衆国憲法における弁護権の原意を実現することが可能となる。

本件公判前の資産保全は、汚染されていない資産を対象とするものであるから、歴史的な裏付けのないそのような保全は違憲であり、そのような干渉は、全て、第6修正の弁護人選任権に違反する。それゆえに複数意見の利益衡量分析を採用する余地は認められない。

3 ケネディ裁判官の反対意見 (アリトー裁判官参加)

1 複数意見は、本件で争点となる資産の性格は、*Caplin & Drysdale* 及び *Monsanto* において争点となった資産とは異なるために、この二つの従前の裁判例は本件には適用されないと主張するが、複数意見の主張は、被告人に対する有罪判決言渡し前において政府が汚染された資産を所有するという誤った前提に依拠している。コモンローと当裁判所の先例によれば、政府は、没収の判決を得るか、又は被告人に対する有罪が言い渡されるまでは、汚染の有無にかかわらず、没収対象財産を所有してはいない。*Caplin & Drysdale* と *Monsanto* において、没収対象資産の権原は、有罪判決言渡しまでは政府に移転していなかった。結果として、*Monsanto* において有罪判決前に保全された資産は、本件保全対象資産と同様の条件の下にあったのであり、政府が *Monsanto* の汚染された資産に対して有していた所有上の利益の程度は、本件で政府が *Luis* の代替資産に対して有している利益と変わらない。

複数意見は、リレーションバックドクトリン（relation back doctrine）に依拠することで、このような結論を回避しようとする。複数意見は、この法理によって、政府は、有罪判決又は没収の判決時ではなく、犯行時において汚染された資産に対する権原を得るとするが、この法理は、没収対象財産の権原が政府に帰属する時点を変更するものではない。没収対象財産の権原は、有罪判決がなされるか又は対象財産がその他の方法で没収されてはじめて移転することになる。この前提条件が充足されることによって、はじめて犯行時点への遡及が認められることになる（See *United States v. Parcel of Rumson*, 507 U. S. 111, 125 (1993) ; *id.*, at 132; *United States v. Grundy*, 3 Cranch 337,350-351 (1806); 4 Blackstone 375)。要するに、没収対象財産については、没収の判決又は有罪判決が下されるまでは、「政府以外の者が当該財産の所有権を有するのである」（*Parcel of Rumson*, *supra*, at 127）。

確かに、*Caplin & Drysdale* と *Monsanto* において問題となった資産は、公訴事実由来するものであったが、当裁判所の理由付けは、自らの犯行によって利益を得た犯罪者から金員を回収する政府の権限（entitlement）に基づくものであり、公訴事実に関係する資産をトレースするか又は特定することに基づいてはいない。それゆえ、二つの裁判例で示された原則は、有罪判決の言渡して政府が資産の権原を得る（又は、得ることになる）場合において常に適用されることになる。いずれの裁判例も、資産が汚染されていることに依拠しておらず、また、そこで示された原則を本件に適用しないことを正当化するものは何もない。

複数意見は、様々な法律上の規定が汚染された資産に対する優越的利益を政府に公判前に認めていることを重視しているが、これは、第6修正を解釈する理由付けにはならない。議会が財産を法律上どのように扱うかは、第6修正の分析には関係しない。

2 複数意見の結論は、被告人の恣意的な区別を生む。結局のところ、金員は代替可能なものである。不当に得た金員を先に消費することで自らの資産を保持する被告人と、自らの資産を先に消費することで不当に得た

金員を残しておく被告人との間に違いはない。しかし、複数意見は、被告人が、不当に得た金員の費消、洗浄、移転、隠匿を先に行うことで、弁護報酬の支払いのために用いる自らの財産を残しておく場合、その被告人をより手厚く保護するルールを第6修正に読み込んでいる。

複数意見は、裁判所はトレーシング・ルールを用いることができるので、被告人による没収の潜脱について懸念すべき理由はほとんどないと主張するが、本件のように、多額の金員が被告人の銀行口座から現金で引き出された場合、現金を追跡することはできないため、このような主張は疑わしい。たとえそうでないとしても、この主張は、汚染された資産を追跡するには時間を要することを十分に考慮していない。複数意見のアプローチは、犯罪者の中でも最も洗練された者たちを利することに寄与するものである。

4 ケイガン裁判官の反対意見

「該当の財産が最終的に没収されると思料する相当な理由」に基づいて、政府は被告人が弁護人を依頼するのに必要な資産を公判前に保全することができるとする *Monsanto* の判断には問題がある。なぜなら、その時点においても、「無罪の推定は依然として適用される」のであるから、その資産に対する政府の利益は、将来における有罪判決と没収に完全に条件づけられることになるからである (*Kaley v. United States*, 571 U.S. ___, ___ (2014) (slip op., at 6))。しかし、本件申請人 Luis は、*Monsanto* の判断の変更と修正のいずれも当裁判所に求めておらず、*Monsanto* の当否は、本件において争点となっていない。Luis は *Monsanto* の判断を所与の前提としているので、当裁判所も同様にすべきであり、そのような前提に基づいて、私は、*Monsanto* が本件に及ぶとするケネディ裁判官の反対意見に同意する。

《解説》

1. 問題の所在

本件で、政府は、合衆国法典第18篇982条(a)(7)¹⁾に基づいて、申請人 Luis の財産から本件不正利得行為により得た4500万ドルの刑事没収²⁾を申し立てた。同条の没収対象財産としては、①当該犯罪の収益全体を構成する財産、②当該犯罪の収益から直接・間接的に生じた財産、③それらの財産が既に移転・費消等されていた場合においては、それらと同等の価値を有する被告人のその他の財産、すなわち代替資産 (substitute assets) が定められている³⁾。また、本件において政府は、Luis の財産の公判前の保全を合衆国法典第18編1345条に基づいて申し立てた⁴⁾。刑事没収は、有罪判決の言渡し後に執行されるものであり、それまでに被告人等によって没収対象財産が移転・隠匿等される危険性があるため、裁判所は、検察側の申立てに基づいて、公判前段階において没収対象財産の凍結、差止等の保全処分を命じることができる。同条の保全命令の対象となる財産については、①当該犯罪の結果として得られた財産、②当該犯罪にトレースすることのできる (traceable) 財産、③それらの財産が移転等されている場合には、同等の価値を有する被告人のその他の財産が定められている⁵⁾。本件保全命令の対象となったのは③の財産であった。他方で、合衆国憲法第6修正は、被告人の弁護人選任権を保障している。本件で、Luis は、弁護報酬の支払いのために自己の保全対象財産を必要としており、それゆえに、資産の保全によって、自分で選んだ弁護人による弁護を受けることが

1) 18 U.S.C. §982 (a) (7).

2) アメリカ合衆国における刑事没収については、渥美東洋『複雑社会で法をどう活かすか—相互尊敬と心の平穏に向かって—』(立花書房、1998年)、堤和通「刑事没収 (criminal forfeiture) の必要性—アメリカ合衆国の現行制度との比較検討」渥美東洋編『組織・企業犯罪を考える』(中央大学出版部、1998年)、佐伯仁志「アメリカ合衆国の没収制度」ジュリスト1019号17頁等を参照。

3) 21 U.S.C. §853 (p) (2).

4) 18 U.S.C. §1345.

5) 18 U.S.C. §1345 (a) (2).

できなくなるため、第6修正の弁護人選任権の侵害が生じるかが問題となる。

被告人の財産の没収・保全が第6修正の弁護権侵害になるかという争点については、本件以前においても、*Caplin & Drysdale* 及び *Monsanto* において争点とされてきたが、これらの裁判例において没収又は保全対象となった財産は、被告人の行ったとされる犯罪から直接又は間接的に生じた汚染された財産であった⁶⁾。他方で、本件の保全対象財産は、被告人の犯罪とは全く無関係な財産であり、その点で、本件は、*Caplin & Drysdale* 及び *Monsanto* とは異なる状況にあった。それゆえに、本件においてもこれらの裁判例の判断が及ぶのかが問われることになる。

2. 裁判例

本件複数意見は、公判前の保全による弁護権侵害を認める前提として、保全対象財産は汚染されたものに限定されると解することで、*Caplin & Drysdale* 及び *Monsanto* は本件をその射程とはしていないとしたが、没収・保全対象財産の汚染の有無、換言すれば、当該財産は誰に帰属するかという観点からだけでは本件争点を解決することはできないとし、さらに、刑事没収及び被害弁償を実現する政府の利益と被告人の第6修正の弁護権とを比較衡量して判断するという枠組みを用いた。これに対し、ケネディ裁判官の反対意見は、これらの裁判例は、没収・保全対象財産を汚染の有無で区別するという枠組みに基づいておらず、そもそも、没収対象財産を弁護報酬の支払いに充てる第6修正上の権利は認められないとしている。

このように複数意見と反対意見の間においては、*Caplin & Drysdale* 及び *Monsanto* の理解の点で相違が生じているが、以下では、被告人の財産の没収・保全による弁護権侵害の有無についてのこれら裁判例の概要につ

6) *Caplin & Drysdale, Chartered v. United States*, 491 U.S. 617 (1989) と *United States v. Monsanto*, 491 U.S. 600 (1989) の紹介・解説として、室町正実「麻薬犯罪等による没収と私選弁護人を選任する権利 (上)(下)」法律のひろば45巻8号62頁、45巻9号77頁がある。

いて説明する。

まず、*Caplin & Drysdale* では、大規模な違法薬物の輸入及び頒布のスキームを運営したことで複数の訴因で起訴された被告人 Reckmeyer による犯罪の結果として得られた財産又はその犯罪収益に由来する財産の没収が申し立てられた。合衆国 District Court は、Reckmeyer の没収対象財産を公判前に保全する命令を発したが、同人は、本件申請人 Caplin & Drysdale 弁護士事務所を弁護人として選任し、起訴前の弁護活動に対する報酬25000ドルを保全命令に反して支払った。同弁護士事務所は、弁護報酬の支払いのために必要な財産は没収対象から除外されるべきであるとして、Reckmeyer の資産の内の17000ドルを弁護報酬として請求し、また、既に支払いを受けている25000ドルについても没収から除外すべきであるとし、さもなければ、本件没収は合衆国憲法第6修正の弁護人選任権に違反すると主張した。合衆国最高裁判所は、公設弁護人による十分な弁護を受けられる限り、たとえ没収によって自らの望む弁護人の弁護を受けられなくなるとしても、第6修正の弁護権違反を主張することはできないとした。また、リレイションバックドクトリン⁷⁾によって、没収対象財産は、犯罪行為の時点で政府に帰属することになるのであるから、被告人は、弁護権という憲法上の権利の行使のためであっても、他人(すなわち政府)の財産を弁護報酬の支払いに用いることまでは認められないと判示した。次に、*Monsanto* では、大規模なヘロイン頒布組織を運営したことで複数の訴因で起訴された被申請人 Monsanto が、薬物の不正取引の結果として得られた財産に対する公判前保全命令について、同様に、弁護人選任権の侵害を主張して、同命令の取り消しを求めた。合衆国最高裁判所は、*Cap-*

7) リレイションバックドクトリン (relation back doctrine) は、従来は、非刑事の没収において認められた法理であったが、1984年の Comprehensive Forfeiture Act の制定によって、初めて、刑事没収においても導入されることになった。Tery Reed, *CRIMINAL FORFEITURE UNDER THE COMPREHENSIVE FORFEITURE ACT OF 1984: RAISING THE STAKES*, 22 Am. Crim. L. Rev. 747, 756.

lin & Drysdale の時と同様に、没収対象財産について、たとえ弁護報酬の支払いのためであっても、それをを用いる第6修正上の権利は認められないとした。加えて、有罪判決の言渡し前に財産が保全されることについては、先例⁸⁾が、財産が終局的に没収されることになると思料する相当理由の認定に基づいてその財産を押収することが政府に認められていると判断したのと同様に、保全対象の被告人の資産が没収されることになると思料する相当な理由の認定に基づいて、その資産を保全することを政府に認めている。また、合衆国最高裁判所は、被疑者が重大な犯罪を犯したと思料する相当な理由が認定される場合に、政府は被疑者の身体を拘束することができるのに、保全対象の資産が終局的に没収されると思料する相当な理由が認定される場合に政府がその資産を保全することができないとするのはおかしいと判示している。

上記のように、*Caplin & Drysdale* と *Monsanto* のいずれにおいても、弁護報酬の支払いに必要な被告人の汚染された財産を没収又は保全することが、第6修正の弁護人選任権に違反しないとされ、没収又は保全の対象となる被告人の汚染された財産を弁護報酬の支払いのために用いる第6修正上の権利は認められていない。また、*Monsanto* では、有罪判決の言渡し前であっても、相当な理由の認定に基づいて弁護報酬の支払いに必要な被告人の資産の保全が認められている。ただし、いずれの裁判例においても、没収又は保全の対象となったのは被告人の汚染された財産であり、両裁判例が、被告人の汚染されていない財産の保全が問題となった本件のような事案もその射程とするのかについては、判然としていなかった。この点に関するこれら裁判例の理解については、本件複数意見とケネディ裁判の反対意見において真っ向から分かれており、複数意見によれば、被告人の没収対象財産が汚染されたものでない限り、被告人は弁護報酬の支払いのために当該財産を用いることができることになるが、他方、反対意見に

8) *United States v. \$8,850, 461 U.S. 555; Calero-Toledo v. Pearson Yacht Leasing Co., 416 U.S. 663.*

よれば、没収対象財産の汚染の有無にかかわらず、相当理由が認定されることによって、当該財産は保全の対象となる。

3. 本件判断の検討

本件において複数意見と反対意見の見解が分かれる分水嶺となるのは、リレイションバックドクトリンについての理解の相違にある。*Caplin & Drysdale* 及び *Monsanto* は、汚染された財産の没収・保全を認めており、汚染された財産の公判前の保全については、その射程としていないとするのが複数意見の見解である。複数意見の前提には、リレイションバックドクトリンに依拠することで、汚染された財産の権原は、犯行時に遡って政府に帰属することになるため、汚染された財産とそうでない財産とに対して有する政府の利益は同一のものではないとする理解がある。他方で、ケネディ裁判官の反対意見は、リレイションバックドクトリンによって没収又は保全対象財産の権原が犯行時に遡って政府に帰属するのは、被告人の有罪判決の言渡しが前提条件として充足されることによってはじめて認められるのであるから、有罪判決が下されるまでは、没収・保全対象財産の権原は政府に帰属しないとする。それゆえに、ケネディ裁判官の反対意見の理解によれば、政府は、汚染された財産に対する権原を公判前の段階で有しているわけではないため、汚染された財産とそうでない財産に対して有する政府の利益は、汚染の有無にかかわらず同一のものと解されることになる。ケネディ裁判官の反対意見は、*Caplin & Drysdale* 及び *Monsanto* は、没収・保全対象財産の汚染の有無ではなく、当該財産が没収対象財産であると思路する相当な理由の有無に基づいて、没収・保全の是非を判断していると解しているのである。

複数意見は、保全対象財産の汚染の有無を前提として、被告人の第6修正の弁護権と没収及び被害弁償を実現する政府の利益とを比較衡量することによって、弁護権が政府の利益に優位するとして、汚染されていない資産の公判前の保全は第6修正に違反すると判断している。合衆国最高裁判所は、*Caplin & Drysdale* と *Monsant* においては、没収を実現する政府の利益は、没収対象財産を弁護報酬の支払いのために用いる被告人の第6修

正上の利益に優位すると判断していたが、本件複数意見が、被告人の第6修正の弁護権が政府の利益に優位すると判断する裏には、公判前の保全対象財産が汚染されていない財産にまで拡大することによる政府の没収・保全権限の拡大に対する懸念がある。そこで、複数意見は、保全対象財産を汚染された財産に限定することによって、*Monsanto* の判断に一定の限界を設けようと試みたものと思われる。しかし、このような複数意見の見解に対しては、そもそも、没収・保全対象とされる汚染された財産の範囲が、従来よりも拡大してきているため、汚染の有無で分ける見解は、資産保全による弁護権の侵害を防止することにはほとんど寄与しないとも指摘されており⁹⁾、実際に、複数意見の判断が、政府の保全権限の拡大の歯止めとしての意義を有するののかについては疑問の残るところである。

4. 本件判断の意義

本件で合衆国最高裁判所は、公判前の保全対象となっている被告人の汚染されていない財産について、合理的な額の弁護報酬の支払いのために用いる第6修正上の権利を認めた。上記のように、このような判断の背景には、没収・保全の射程範囲の拡大による弁護権保障の後退に対する危惧があるものと思われるが、他方で、ケネディ裁判官の反対意見の指摘するように、裁判所が保全対象財産の汚染の有無を実際に識別することができなければ、被告人による没収の潜脱を招くおそれがある。その実効性に関して曖昧な点は残るが、汚染の有無を前提とする複数意見の判断は、没収を実現する政府の利益と被告人の弁護権保障との間で、一定の均衡を保つことによって、弁護報酬の支払いのために必要な被告人の財産の没収・保全に対する一定の限界を示そうとしたといえるものであり、注目に値する。

9) Leading Case, 130 Harv. L. Rev. 357, 361.